

発行：社会保険労務士ごとろ事務所

〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com

発行日：2013年10月10日

## トピックス ●高年齢者の雇用状況が公表されました



厚生労働省から「平成25年高年齢者の雇用状況集計結果」が公表されました。

65歳まで雇用の企業は、過去最高の66.5%でした。

65歳までの継続雇用を企業に義務付ける改正高年齢者雇用安定法が4月に施行され、大企業を中心に急速に取り組みが進んだ結果と言えます。

以下で、公表されたデータのポイントをお伝えします。

### ■ 高年齢者雇用確保措置の実施状況 ■

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は92.3%

- ・中小企業（従業員31人～300人規模。以下同じ）では91.9%
- ・大企業（従業員301人以上規模。以下同じ）では95.6%

※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があった。

「実施済み」の企業の割合は、制度改正前より5.0ポイント減少し、上記のとおり92.3%となった。

一方、「未実施」の企業の割合は、制度改正前より5.0ポイント増加し、7.7%となった。

### ■ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況 ■

① 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は66.5%（前年比17.7ポイント増加）

- ・中小企業では68.5%（同16.8ポイント増加）
- ・大企業では48.9%（同24.6ポイント増加）

※ 平成25年4月の制度改正により大幅に増加した。特に大企業では倍増。

② 70歳以上まで働ける企業の割合は18.2%（同0.1ポイント減少）

- ・中小企業では19.0%（同0.1ポイント減少）
- ・大企業では11.0%（同0.1ポイント減少）

### ■ 今後の取り組み ■

① 平成25年4月の制度改正の影響もあり、雇用確保措置が未実施である企業（31人以上規模企業）が11,003社にのぼることから、都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

② 少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働く社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。



平成25年4月の制度改正は、継続雇用制度の導入により高年齢者雇用確保措置を講ずる企業のうち、継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めていた企業に大きな影響を及ぼしたようです。それが、上記の結果に表れています。御社の制度改正への対応は万全だったでしょうか？

不安をお持ちの場合はお気軽にご相談ください。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、雇用保険の給付金である育児休業給付金を「育休の当初半年間に限り“67%”に引き上げる」とする案がまとめられました。

来年の通常国会に雇用保険法改正案を提出し、平成25年度内（来年3月まで）の実施を目指すそうです。まだ確定した内容ではありませんが、情報としてお伝えします。

## 育児休業給付の見直し（たたき台）

### 見直しの具体的内容

男女ともに育児休業を取得していくことを促進するため、育児休業給付の給付率を引き上げることとし、出産手当金の水準〔給付率3分の2〕を踏まえ、育児休業開始時から最初の6か月の間について〔67%〕の給付率とする。

【解説】育児休業給付は、原則として、育児休業を取得した一定の雇用保険の被保険者に、その休業期間中、休業前賃金の50%を支給するものです。

給付対象となる育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまでです（子を出産した妻の場合は、産後休業の期間を除く）。ただし、夫婦で取得すれば、子が1歳2か月に達するまでに延長されます（さらに、例外的に、子が1歳6か月に達するまでに延長されることもあります）。



### 見直しの目的

夫が育児休業を取得すると収入減で家計への影響が大きいことから、平成24年度の育児休業取得率は、女性の83.6%に対し、男性は1.89%にとどまっています。そのような状況を打開することが、この見直しの目的です。見直しが実現すると、育児休業の最初の6か月の給付が手厚くなることになります。

つまり、改正後は、下記のような給付が受けられることになります。

- ・産前産後休業中→健康保険から休業前賃金の3分の2相当額を支給【出産手当金】
- ・育児休業中（最初の6か月）  
→雇用保険から休業前賃金の67%相当額〔上記と同水準〕を支給【育児休業給付】
- ・育児休業中（6か月経過後）  
→雇用保険から休業前賃金の50%相当額を支給【育児休業給付】

なお、夫婦で育児休業を取得すれば、67%相当額の給付を最大1年間（6か月＋6か月）受給できることになります。



## お仕事 カレンダー

- 12/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 12/31 ●11月分健康保険・厚生年金保険料の納付

- 12/31 ●固定資産税（都市計画税）の納付  
納付対象：第3期分
- 10月決算法人の確定申告・翌年4月決算法人の中間申告
- 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告
- 年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書（生命保険等）の提出（会社）

あとがき◆当事務所より 育児休業給付のお知らせをいたしました。が、まだ事業所に育児休業の制度が無い・育児休業の取得実績が無く制度運用の方法が分からないなどお困りの際はお気軽にごとう事務所までご相談ください。